

第53回中部日本吹奏楽コンクール静岡県大会
高等学校の部・フェスティバル（大学・職場・一般）の部開催要項
中学校の部開催要項

1 日 時

高校の部・フェスティバル（大学・職場・一般）の部

平成22年5月29日（土）午前9時半開場 午前10時開演

5月30日（日）午前9時半開場 午前10時開演

（参加校数によっては30日のみの開催になります。2日間開催の場合も参加団体の編成を考慮して実施日を決定します。）

中学校の部

小編成 平成22年6月12日（土）午前9時半開場 午前10時開演

大編成 平成22年6月13日（日）午前9時半開場 午前10時開演

2 会 場

浜松市教育文化会館 はまホール

（〒430-0937 浜松市中区利町 302-7 電話 053-453-6151）

3 主 催

中部日本吹奏楽連盟静岡県支部／中日新聞東海本社

4 主 管

静岡県中学校吹奏楽連盟西部支部／静岡県高等学校吹奏楽連盟西部支部

5 審査員

各日程5名 未定

6 参加申込方法

（注意）

参加申込は以下の3つの段階（手続き①・②）がありますので注意してください。

特に音楽著作権使用のコード記入は間違いがないように注意してください。注3）

【手続き①】

静岡県吹奏楽連盟のHPから参加申込用Webサイトに入り、指示に従って必要事項を打ち込んだ後、送信ボタンを押して内容を送信してください。Webサイト上の申込みは4月12日（月）から開始し、4月29日（木）まで受け付けます。

なお、期日を過ぎたものは一切受け付けません。パスワードは「2010」です。

注1）曲名や作曲者、編曲者、出版社は外国の場合、必ず原語表記と日本語表記の両方を記入してください。組曲を演奏する場合は「何々組曲より」としないで、必ず組曲個別楽章名や個別曲名を記入して下さい。

注2）申込完了後、打ち込まれた内容を確認するメールが送られてくるので、必ず最終的な確認を行ってください。

注3）日本音楽著作権協会HPより、楽曲の検索システムを使用しコード番号の検索を行い申込み書にコードを記入して下さい。組曲は演奏する曲のコード全てを記入して下さい。

【手続き②】

①で送られてきた確認メールは正式な参加申込書となります。この参加申込書に校長印（代表者印）を押し、曲名・作曲者・編曲者・出版社・編成などがわかるスコアの表

紙または1ページ目をコピーしたものと併せて以下に郵送するか参加団体顧問会議当日、受付に提出してください。郵送の場合は5月6日(木)必着とし、6日に届かなかった場合には正式申込をしなかったものとなり、参加資格がありませんのでご注意ください。

郵送先 高校・フェスティバルの部

〒420-0068 静岡市葵区田町7-90 静岡県立静岡商業高等学校 菊地博和
電話 054-255-6241 FAX 054-255-9241 (静岡商業高校)

中学校の部

〒432-0813 浜松市南区芳川町80 浜松市立南陽中学校 平山律明
電話 053-461-2494 FAX 053-461-2937 (浜松市立南陽中学校)

【その他】

- ・ 申込み後の曲目・部門変更・人数等申込書の記載事項の変更は一切認めません。ただし、指揮者の変更については実施規定第9条第2項に準じて運用します。
- ・ 参加申込書の入力方法については静岡県吹奏楽連盟のHPより入力上の注意事項をダウンロードし、必要事項を確認の上行ってください。
- ・ 申し込み多数の場合には、演奏時間の短縮を行う場合があります。この場合には、5月7日(金)18:00よりアクトシティ浜松コンgresセンターで開催する参加団体顧問会議の際に連絡いたします。

7 参加料

全部門とも1チーム5,000円です。参加料は大会当日受付でお支払い下さい。

8 音楽著作物使用料

音楽著作物使用料は主催者で負担しますが、楽曲の申請は参加者が行って下さい。著作権使用の申請が正確に行われていない場合は大会に参加できません。

9 入場料(前売・当日共) 一般 900円 学生(小中高生) 800円

- ・ 出場校には以下の枚数の入場券を参加団体顧問会議の際に配布しますので、御協力をお願いいたします。

入場券の精算は大会当日受付で行います。

大編成50枚 小編成30枚

(注) フェスティバルについては大編成に準じます。

- ・ 上記の割当て分の入場券をさらに追加したい場合には参加団体顧問会議の際にお申し出ください。
- ・ 出場校の関係者については、出演者+10名および引率者3名は無料で客席に入場できますが、客席に入場する際には配布されたリボンを必ず着用するようにしてください。これを超える入場者については、入場券を購入してください。

10 プログラム 一般用1部100円(当日は中日新聞の特別号と一緒に渡します)

(注) 出場校には参加人数に加えて2部を無料で配布します。

11 実施規定概略(詳細は中部日本吹奏楽コンクール静岡県大会実施規定を参照)

(1) 編成(出演者数)

① 中学校の部、高等学校の部

小編成: 出演者数は30名以内とする。

大編成: 出演者数は50名以内とする。

② フェスティバル(大学・職場・一般)

小・大編成の区別はないが、大編成に準ずるものとする。ただし、極端な人数の場合には申し込みの際に事務局に連絡し、可否を請うものとする。

(注) ①・②のいずれの場合も指揮者は数に含めない。

(2) 演奏曲目、演奏時間

① 中学校の部、高等学校の部

小編成、大編成ともに本年度中部日本吹奏楽コンクールの課題曲5曲の中から選択した1曲と自由曲1曲の2曲とする。演奏は課題曲、自由曲の順に行い、演奏時間は12分以内とする。

② フェスティバル (大学・職場・一般)

演奏曲目、曲数は自由とする。ただし、演奏時間は12分以内とする。

(注1) 演奏時間とは中学校の部および高等学校の部にあつては課題曲の指揮の振り始めから、自由曲の指揮の振り終わりまで、フェスティバルにあつては最初の曲の指揮の振り始めから、最後の曲の指揮の振り終わりまでをいう。

(注2) 曲と曲の間の時間も演奏時間に含まれる。

(注3) 演奏時間を超過した団体は失格とし、審査の対象としない。

(3) 課題曲 (中学校の部、高等学校の部)

- | | |
|---------------|------------------------|
| (A) 錨をあげて | チンマーマン作曲 (中日吹連監修) |
| (B) 国民の象徴 | バークレー作曲 (中日吹連監修) |
| (C) フローレンス行進曲 | フーチク作曲 (中日吹連監修) |
| (D) 美中の美 | スーザ作曲 (中日吹連監修) |
| (E) ジュピター | ヴァン＝デル＝ロースト作曲 (デ ハスケ社) |

- ・ 小編成、大編成ともに上記の5曲の中から1曲を選んで演奏してください。
- ・ 課題曲の出版社、価格、入手方法については中日吹連 HP を参照のこと。

(4) 著作権の存在する曲の編曲・演奏およびレンタル楽譜の使用について

- ・ 著作権の存在する曲を編曲して演奏する場合には、編曲の許諾およびその編曲楽譜による演奏許諾を得ていることを証明する書類のコピーを参加申込書に添付してください。また、この場合録音や録画が認められない曲もありますので、録音や録画の可否についても必ず記載してください。
- ・ レンタル楽譜を使用して演奏する場合にはその楽譜使用による演奏の許諾書のコピーを参加申込書に添付してください。

(5) 参加資格、出演者資格、ピアノ使用料

- ・ 同大会への参加は静岡県吹奏楽連盟に加盟している団体に限ります。また、各加盟団体からの参加は同一編成について1チーム (小編成、大編成に1チームずつエントリーすることができる) に限ります。
- ・ 中学校・高等学校部門においては、複数校による合同バンドの出場を認めます。出場人数は出場しようとする編成の人数規定と同じとし、審査員からは他の出場団体と同様に評価を受けることができますが、賞は優秀賞とし、上位大会への出場資格はありません。合同バンドの出場規定については、実施規定第6条1の②、同2の②の例外規定として扱います。
- ・ 静岡県中学校吹奏楽連盟および静岡県高等学校吹奏楽連盟に加盟している学校の生徒は、フェスティバルに出場することはできません。
- ・ 同一経営学園内の中学校 (中等部) の生徒は、当該の高等学校の高校生とともに

(3) その他

- ① 録画は業者に委託してあります。写真撮影および録音、録画は演奏者や審査の妨げとなるだけでなく、著作権法上の問題も生ずることがありますので、固くお断りします。保護者等関係各方面に徹底するように出演団体からご連絡ください。
- ② 参加団体は中日新聞紙上で紹介します。本年度より原則として全体写真、指揮者の顔写真および「県大会に向けて」の原稿はメール添付ファイルによる提出になります。このため、写真はデジタルカメラで撮影をしたものをJPGファイルとして提出、原稿はワードまたはテキストファイル等による提出となります。郵送による提出は本年度は認めません。提出先・提出期限等については次ページからの「中部日本吹奏楽コンクール静岡県大会新聞原稿・写真の提出方法について」をご覧ください。なお、提出期限や提出方法を必ず遵守するようにお願いいたします。
- ③ 参加団体顧問会議は次の日程で開催しますので、必ずご出席ください。担当者より、大会運営等ご注意いただきたいことなどを直接お話しさせていただき他、出演順の抽選も行います。顧問の方が御出席できない場合には代理の方でも結構ですので、必ず各団体1名は御出席くださいますようお願いいたします。なお、この開催要項をもって参加団体顧問会議への派遣願いとさせていただきます。

日 時 平成22年5月7日(金) 午後6時から

場 所 アクトシティ浜松コンgresセンター 43・44会議室

(〒430-7790 浜松市中区板屋町111-1 電話 053-451-1111)

【確認】 顧問会議の際に提出、報告していただくものは次のとおりです。

- ・参加申込書およびスコア表紙のコピー（郵送済み団体を除く）
 - ・予約プログラムの部数の変更（変更がない場合には申し出の必要ありません）
- ④ タイムテーブル、会場案内図等については参加団体顧問会議の際に配布します。
 - ⑤ 大会についての問い合わせ先は以下のとおりです。

高校・フェスティバルの部についての問い合わせ

〒420-0068 静岡市葵区田町7-90 静岡県立静岡商業高等学校 菊地博和
電話 054-255-6241 FAX 054-255-9241 (静岡商業高校)

会場についての問い合わせ

〒434-0003 浜松市新原4175-1 静岡県立浜北西高等学校 内野晴夫
電話 053-587-1135 FAX 053-586-1603 (浜北西高校)

中学の部についての問い合わせ

〒432-0813 浜松市南区芳川町80 浜松市立南陽中学校 平山律明
電話 053-461-2494 FAX 053-461-2937 (浜松市立南陽中学校)

会場についての問い合わせ

〒432-8004 浜松市中区文丘町28-1 浜松市立北部中学校 村田勝美
電話 053-471-4228 FAX 053-471-4229 (浜松市立北部中学校)

コンクール

中部日本吹奏楽コンクール静岡県大会実施規定

平成10年4月25日制定/平成11年4月18日改正/平成15年4月26日改正/平成16年4月24日改正予定

第1章 総則

第1条 中部日本吹奏楽コンクール静岡県大会（以下県大会）は「中部日本吹奏楽コンクール本大会」の予選として実施する。

第2条 県大会は、静岡県吹奏楽連盟（以下本連盟）に加盟する吹奏楽団体が参加し、原則として毎年6月に実施する。

第3条 県大会の実施日時および会場は、静岡県吹奏楽連盟理事会（以下理事会）において審議し、会長が決定する。

第2章 参加部門および人員

第4条 参加部門は以下のとおりとする。

- 1 中学校の部 小編成
大編成
- 2 高等学校の部 小編成
大編成

3 フェスティバル

第5条 各部門の参加人員は次のとおりとする。ただし、指揮者を除く。

- 1 中学校の部 小編成 30名以内
大編成 50名以内
- 2 高等学校の部 小編成 30名以内
大編成 50名以内
- 3 フェスティバル 特に制限しないが大編成に準ずるものとする。

第3章 参加資格、参加制限および失格

第6条 県大会に出場する団体は次のすべての条件を満たしていなければならない。

1 中学校の部

- ① 本連盟に加盟する中学校の吹奏楽団体であること。
- ② 構成メンバーは同一中学校に在籍する生徒であること。ただし、同一経営の学園内における小学校児童の参加は認める。

2 高等学校の部

- ① 本連盟に加盟する高等学校の吹奏楽団体であること。
構成メンバーは同一高等学校に在籍する生徒であること。ただし、同一経営の
- ② 学園内における小学校児童および中学校生徒の参加は認める。

3 フェスティバル

- ① 本連盟に加盟する大学、職場、一般の吹奏楽団体であること。ただし、アンサンブル会員を除く。
- ② 大学の構成メンバーは同一大学に在籍する学生であること。ただし、同一経営の学園内における小学校児童および中学校生徒、高等学校生徒の参加は認める。
また、短期大学および高等専門学校は大学と同等の扱いとする。
- ③ 職場については同一経営の会社、工場、事務所、官庁（それぞれグループ企業・団体も含む）などにおいて経営者または組合等の認可を得て設立されている団

体であって、構成メンバーはその勤務先に勤務している者とする。

④ 一般の構成メンバーは自由とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

第7条 同一団体から同一編成への2チーム以上の参加は認めない。

第8条 同一奏者が2つ以上の団体またはチームに重複して出場することは認めない。

第9条 指揮者の規定は次のとおりとする。

1 指揮者は、参加団体の生徒・団員もしくはその年度の静岡県吹奏楽連盟名簿に登録されている顧問または指導者とする。

2 やむを得ず前号1以外の者が指揮をする場合には、各参加団体の責任者より「指揮者変更願」を会長に提出し、許可を得るものとする。なお、中学校および高等学校にあっては、責任者は学校長とする。

第10条 審査対象となる演奏開始から演奏終了までの間、演奏者または指揮者の交替はできない。ただし、同一奏者による楽器の持ち替えは認める。

第11条 次の各号に該当する参加団体は失格とし、審査の対象としない。

1 第5条に定める参加人員を越えたとき。

2 第6条および第8条に違反し、出場メンバーに不正があるとき。

3 第9条に違反し、許可を得ず指揮者を変更したとき。

4 第10条に違反し、演奏者または指揮者の交替をしたとき。

5 第15条の演奏時間を越えたとき。

6 第16条に違反し、使用を禁止されている楽器を使用したとき。

7 その他大会運営上重大な損害を与えたとき。

第4章 演奏曲・演奏時間および使用楽器

第12条 演奏曲は次のとおりとする。

1 課題曲 中部日本吹奏楽連盟がその年度毎に定める課題曲のうち、1曲を参加団体が選択したもの。

2 自由曲 参加団体が国内で演奏を許可された曲の中から任意に選択した1曲。ただし、組曲は1曲とみなす。

第13条 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合には、事前に著作権者から編曲の許諾を受けねばならない。この許諾を得ないでコンクールに参加することは認めない。

第14条 参加団体の演奏曲は次のように定める。

1 中学校の部、高等学校の部においては、小編成、大編成のいずれも第12条の課題曲と自由曲を演奏するものとする。演奏は課題曲、自由曲の順とする。

2 フェスティバルにおいては、第15条で定める演奏時間内であれば、何曲演奏してもよいものとする。この場合、必ずしも課題曲を含める必要はない。

第15条 演奏時間は次のように定める。

1 中学校の部、高等学校の部においては、小編成、大編成のいずれも課題曲の演奏開始から自由曲の演奏終了までを12分以内とする。なお、演奏開始とは指揮の振り始めとし、演奏終了とは指揮の振り終わりとする。以下同様とする。

2 フェスティバルにおいては、最初の曲の演奏開始から最後の曲の演奏終了までを12分以内とする。

第 16 条 課題曲および自由曲の楽器編成は次のとおりとする。

- 1 課題曲はスコアに指定された編成で演奏すること。ただし、スコアに指定された楽器がない場合にはスコアに記されている他の楽器で代用することは認める。またトランペットをホルネットで代用することは認める。
- 2 自由曲は木管楽器、金管楽器、打楽器（擬音楽器を含む）、その他スコアに指定された編成で演奏すること。ただし、電子楽器についてはエレキベース、弦楽器についてはコントラバスを除き使用を認めない。その他の特殊楽器については、事前に事務局に申し出て可否を問うものとする。

(注) 中日コンクールではエレキベースの使用は認められています。

第 5 章 出演順・審査・表彰

第 17 条 出演順は抽選で決定する。ただし、部門順序、編成順序は理事会においてその都度決定する。

第 18 条 県大会の審査員は理事会において決定し、会長がこれを委嘱する。

第 19 条 審査員の数は原則として 5 名とする。

第 20 条 審査方法は、理事会の定める「中部日本吹奏楽コンクール静岡県大会 審査内規」による。

第 21 条 表彰は次のとおりとする。

- 1 中学校の部、高等学校の部については各編成ごとに優勝、準優勝、優秀のいずれかを贈る。ただし、大編成と小編成の両方にエントリーした団体は小編成においてはその成績の如何に関わらず優秀とする。前述の団体を除いて、優勝は第 1 位、準優勝は第 2 位の団体に授与するものとする
- 2 フェスティバルについてはすべて奨励賞を贈る。

第 6 章 県代表団体の決定

第 22 条 各部門の県代表は次のように決定する。

- 1 中学校の部、高等学校の部については、各編成で優勝した団体が県代表として本大会に出場する。なお、優勝団体が出場を辞退した場合には準優勝団体が県代表として本大会に出場するものとする。
- 2 中学校の部、高等学校の部については、各編成の出場団体数が 21 を超える場合には準優勝の団体も本大会に出場できる。
- 3 フェスティバルについては、審査員の推薦により 1 団体が県代表として本大会に出場できる。

第 23 条 中学校の部、高等学校の部において同一編成で 2 年連続本大会に出場した団体は翌年は本大会には出場できない。ただし、小編成から大編成に移行しての出場は認める。

第 7 章 その他

第 24 条 県大会実行委員は、会長、理事長、事務局長の他、開催地区においてその年度毎に選出してその任務にあたる。ただし、事前準備にあつては実行委員会内に企画委員会をおいてその任にあたるものとする。

第 25 条 その他開催上の細目については実行委員会において決定する。

第 26 条 この規定は理事会が発議し、総会において過半数の承認が得られた場合には改

訂することができる。

第8章 補 則

第27条 この規定は平成10年度定期総会で可決後、その翌日から施行される。

第28条 この規定は平成11年度定期総会で可決後、その翌日から改正施行される。

第29条 この規定は平成15年度定期総会で可決後、その翌日から改正施行される。

第30条 この規定は平成16年度定期総会で可決後、その翌日から改正施行される。

【付 則】

- 1 県大会において参加団体ならびに大会関係者が不慮の事故に遭遇した場合の対応については以下のとおりとする。ただし、参加団体ならびに大会関係者が本連盟の指示に従わなかったために事故が発生した場合には、その責務を負わない。
 - ① 県大会の当日については傷害保険を本連盟が掛けるものとする。ただし、死亡時300万円を限度とし、その他の傷害についてはこの金額を超えない範囲とする。
 - ② 出発地から開催場所までの事故に対する傷害保険は、出場団体が任意で掛けるものとし、本連盟はその責務を負わない。
- 2 県大会開催時までに自然災害等が発生、または発生が予想される場合の対応については以下のとおりとする。
 - ① 大会開催地において大会前日までに自然災害が発生し、大会の運営が困難な場合には会長の判断で中止することができる。
 - ② 大会開催地において大会当日暴風雨警報や地震警戒宣言などが発令された場合には、会長が主催者と協議して開催の可否を判断し、参加団体に連絡するものとする。
 - ③ 大会開催中に緊急事態が予想される場合には、大会を中止することがある。
 - ④ 大会が中止された場合には、中部日本吹奏楽連盟に報告し、対応を協議するものとする。